

速報! 2012年度の税制改正動向 医療法人は減税、理事長は増税に

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

昨年12月10日に与党の税制改正大綱が発表され、2012年度税制改正の骨格が決まった。これに先立つ11月30日には、2011年度改正の積み残し法案のうち緊急度の高い部分が成立し、東日本大震災などの影響で遅れていた税制改正に一定のめどが立った。

2011年度改正法案の中には依然未成立の部分もあるが、この機に、一連の改正・改正予定の中から診療所に影響が大きい項目を選んで解説する。

給与所得控除に上限が

表1に主な改正内容を掲げた。

まず、個人所得税は「増税路線」といえる。注目されるのは「給与所得控除」への上限の設定だ。給与所得者は、支給額に応じて給与額の40～5%と一定額を概算経費として所得から控除できるが、今改正で控除額に245万円という上限が設けられる予定。年収1500万円を超える場合は所得税が増える。

法人役員の退職金についても増税が打ち出された。現行では課税対象額の50%だけに課税されているが、勤続5年以下の役員にはこの適用がなくなり

そうだ。課税ベースが従来の倍になる上に、金額に応じた累進税率が適用されるので、増税の影響は大きい。

所得税に関しては、計算された所得税額の2.1%が「復興特別税」として上乗せされることが決まった。一方、2011年度の税制改正大綱にあった、法人役員の給与に対する給与所得控除を上限125万円までに縮減する案は継続審議に。これらの改正内容は、2013年分の所得税から適用または適用の予定だ。

一方、法人税に関しては、予定通り税率の引き下げが決まった。資本金・出資金が1億円以下の中小法人は、法人所得のうち800万円までは15%、それを超える金額に対しては25.5%の税率が適用される（現行はそれぞれ18%と30%）。

税率引き下げの一方で、所得税と同様、税額の10%相当額が「復興特別税」として上乗せされる。ただし所得税が25年間続くのに対し、法人税は3年間の限定対策。基本税率が下がった影響で、トータルの税率は上乗せ期間中も現行より低くなり、減税が実現する。損失を翌期以降の所得と相殺できる「欠

損金の繰り越し期間」が7年から9年に延長されることも、赤字法人にとって将来の税負担軽減になる。

貸倒引当金の段階的廃止や寄付金の損金算入限度額の縮減など増税項目もあるが、対象となる法人が限定されることから、影響は比較的軽微だろう。

これら法人税に関する改正内容は、期限切れとなる措置の延長も手当てした上で、2012年4月1日以後開始の事業年度から適用される見込みだ。

償却率縮減で税金増加

法人・個人とも、2012年4月1日以後に取得する固定資産については定率法の減価償却率が現行より縮小し、経費処理できる金額が減少する。

ただし経過措置として、2012年3月31日以前に開始する事業年度に限り、事務処理の複雑化を避けるため、従来の償却率を継続適用できる見通しだ。つまり、個人の場合は2013年から、法人の場合は2012年4月1日以後に開始する事業年度から改正後の償却率が適用されるため、設備投資の予定がある診療所は要注意である。

表1●税制改正の動向

(1) 2011年度税制改正法案の一部(2011年11月30日成立)

改正項目	対象	内容	適用時期	増減税		
法人税	税率引き下げ	一般法人	30%→25.5%	2012年4月1日以後に開始する事業年度 2012年4月1日～2015年3月31日に開始する事業年度 2008年4月1日以後に終了する事業年度で生じた青色欠損金	トータルで ↓	
		中小法人	800万円まで:18%→15% 800万円超:30%→25.5%			
	復興特別税	定率上乗せ	法人税額×10%相当額を上乗せ			
	欠損金の繰り越し	青色欠損金の繰り越し期限の延長	現行の7年→9年に延長			↓
	貸倒引当金	中小法人(資本金1億円以下)に限定	中小法人以外の法人は4年間かけて通減→廃止			↑
寄付金	損金算入限度額の引き下げ	一般寄付金・特定寄付金ともに半減	↑			
所得税	復興特別税	定率上乗せ	所得税額×2.1%を上乗せ	2013～2037年	↑	
共通	減価償却	定率法の償却率見直し(引き下げ)	250%定率法→200%定率法へ	2012年4月1日以後取得分	↑	
	更正の請求	請求期限の延長	1年→5年	2011年12月2日以後申告分	↓	

(2) 2012年度税制改正大綱(2012年1月招集の通常国会で審議予定)

改正項目	対象	内容	適用時期(予定)	増減税	
法人税	投資促進税制	中小企業者など ・160万円以上の機械装置 ・120万円以上の電子計算機・デジタル複合機・試験測定機器(追加) ・70万円以上のソフトウェア ↓ 30%の特別償却が7%の税額控除	2012年4月1日以後に開始する事業年度	↔	
所得税	給与所得控除の上限設定	役員・社員の給与	年収1500万円を超える場合、245万円を上限とする	2013年より	↑
	退職所得の優遇の一部廃止	法人役員(勤続年数5年以内)	退職所得の課税ベースを2分の1とする優遇措置を廃止	2013年より	↑
贈与税	住宅資金贈与	直系尊属からの贈与の非課税 【省エネ住宅】 2012年 1500万円 2013年 1200万円 2014年 1000万円 【一般住宅】 1000万円 700万円 500万円	2012～2014年の贈与	↔	

(3) 継続審議


改正項目	対象	内容	適用時期	増減税	
所得税	法人役員の給与所得控除の縮小	法人役員に対する給与	①年収4000万円超一律125万円 ②年収1500万～4000万円245万～125万円で段階的に上限を引き下げ	実施を含め未定	↑
相続税	課税最低限の引き下げ	基礎控除額	3000万円+法定相続人数×600万円に引き下げ	実施を含め未定	↑
	税率引き上げ	最高税率	50%→55%に引き上げ		↑

相続税・贈与税に関しては、親から子への住宅資金の贈与の非課税特例が2014年まで延長され、「省エネ住宅」の非課税枠も拡大された。

なお、2011年度の大綱に盛り込まれ、大きな話題となっていた相続税の課税最低限の引き下げ(基礎控除額の減額)と税率アップは、2012年度改正でも見送られた。ただし廃案となったわけではなく、今後税制の抜本改革の中で継続審議していくことになっている。

森部のアドバイス

**役員給与は増税方向
設備投資は計画的に**



2011年度および2012年度の税制改正は、個人所得税が増税、法人税が減税の方向となりました。医療法人の場合、役員給与の支給額が年1500万円を超えると、これまでより所得税の負担が増加します。なお、設備投資に関する税制は個人・法人とも増税の方向となりますので、今後大きな設備投資を予定している診療所は、スケジュールに注意して進めてください。

イラスト◎やまもと 妹子